

# 岡山県小学校教育研究会会則

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 この会は岡山県小学校教育研究会と称する。

(事務局)

第2条 この会の事務局は会長の指定する場所におく。

## 第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この会は、会員相互の緊密な連絡と協調のもとに教育に関する研究・調査を行い、本県小学校教育の振興に資することを目的とする。

(事 業)

第4条 この会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 小学校教育の研究・調査
- (2) 会員の研修
- (3) 機関誌及び研究資料等の刊行
- (4) その他本会目的達成に必要な事業

## 第3章 組 織

(会 員)

第5条 この会は岡山県内の小学校に勤務する教職員をもって組織する。

(入会・退会)

第6条 この会の入会・退会については、本人の届出によるものとする。

(研究部会)

第7条 この会に別表1による研究部会(以下「部会」という。)をおく。  
2 会員は別表1により、1以上の部会に所属するものとする。

(支 会)

第8条 この会に別表2による支会をおく。  
2 会員は勤務地の支会に所属するものとする。

## 第4章 役 職 員

(役 員)

第9条 この会に次の役員をおく。  
(1) 会長1名 (2) 副会長5名 (3) 評議員 若干名  
(4) 監事 若干名

(役員を選出)

第10条 役員は次の方法によって定める。  
(1) 会長、副会長及び監事は評議員会において会員の中から選出する。  
(2) 評議員は各部会及び支会において選出された、部会長及び支会長をもってあてる。

(役員の仕事)

第11条 役員の仕事は次のとおりとする。  
(1) 会長は本会を代表し、会務を統轄する。  
(2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。  
(3) 評議員は評議員会を組織し、重要事項を審議する。  
(4) 監事は会計並びに会務執行状況を監査する。

(役員任期)

- 第12条 役員任期は1年とする。但し重任することができる。  
2 欠員により補充された役員任期は前任者の残任期間とする。

(顧問)

- 第13条 この会に顧問をおくことができる。  
2 顧問は評議員会の承認を経て会長が委嘱する。  
3 顧問は会長の諮問に応じる。

(職員)

- 第14条 事務局に事務局長、事務局次長及び主事をおく。  
2 事務局長、事務局次長及び主事は会長が任命し、会長の命を受けて事務に従事する。

## 第5章 会 議

(会議)

- 第15条 この会の会議は評議員会、部会長会及び支会長会とし、会長が招集する。  
2 評議員会は前項のほか評議員の3分の1以上の要請のあったときは開催しなければならない。

(評議員会)

- 第16条 評議員会は年1回以上開催し、次の事項を議決する。  
(1) 予算、決算の議決及び承認  
(2) 会則の変更  
(3) その他重要な事項  
2 但し、感染症・風水害等で開催できない場合は、書面議決でこれに代えることができる。

(部会長会、支会長会)

- 第17条 部会長会及び支会長会は必要に応じて開催し、会務執行の重要事項を審議する。

(会議の議決)

- 第18条 会議は構成員の2分の1以上の出席で成立し、議決は出席者の過半数で決する。また、書面議決の場合も表決書提出者の過半数の賛成が得られれば審議決定されたものとする。なお、可否同数のときは議長が決する。

## 第6章 会 計

(経費)

- 第19条 この会の経費は、次にかかげるものをもってあてる。  
(1) 負担金  
ア 1会員 1,000円  
イ 1学校 3,000円  
ウ 1学級 300円  
(2) 補助金・委託料  
(3) 繰越金  
(4) その他の収入

(会計年度)

- 第20条 この会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 付 則

第1条 この会の運営に関する細則は会長が評議員会の承認を得て別に定める。

第2条 この会の積立金に関する規定を次のとおり定める。  
(1)この会は、毎年度予算の定めるところにより一定額を特別会計として積み立てることができる。  
(2)積立金は、この会の運営上臨時の資金を必要とするとき、評議員会の議を経て消費することができる。

第3条 岡山県小学校教育研究会の会長、副会長及び事務局職員が本会の役員を退任した時は感謝状をおくることができる。

第4条 この会則は昭和39年4月1日から実施する。

昭和44年4月1日一部改正。	昭和46年5月1日一部改正。
昭和46年10月11日一部改正。	昭和47年3月9日一部改正。
昭和47年5月30日一部改正。	昭和49年9月26日一部改正。
昭和52年6月4日付則第2条改正。	昭和54年6月7日付則第3条、別表3改訂。
昭和57年6月12日付則別表1改訂。	
昭和61年6月5日会則第9条(2)改正	昭和60年6月7日付則別表1改訂。
平成5年6月11日会則第19条(1)改正	平成2年5月29日付則別表1改訂。
平成14年6月6日付則別表一部改正。	平成12年6月7日一部改正。
平成17年6月2日付則第2条(1)改正。	平成15年6月4日一部改正。
別表2改正。	平成19年5月31日付則別表1、別表2改正
平成21年5月29日会則第2条、付則別表3改正	
平成22年5月28日付則別表1、別表3改正	
平成23年5月27日付則別表2改正	
平成27年5月29日付則別表2改正	
平成29年5月26日付則別表2、別表3改正	
平成30年5月25日付則別表3改正	
令和 元年5月30日付則別表3改正	
令和 2年5月28日会則16条2、18条、付則別表1・別表3改正	

### 別表1(研究部会名)

国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育、  
道徳、外国語科・外国語活動、特別活動、総合的な学習の時  
間、人権教育、特別支援教育、情報教育、学校経営、学校  
事務、健康教育、生徒指導

### 別表2(支会名)

岡山、加賀、備前和気、赤磐、瀬戸内、玉野、  
倉敷、浅口、笠岡、小田、井原、総社、高梁、新見  
津山、苫田、久米、真庭、美作

### 別表3(教職員)

校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、栄養教諭、講  
師、養護教諭、養護助教諭、事務職員(臨時職員も含む)、学校栄  
養職員(臨時職員・会計年度任用職員も含む)、学校司書(会計年  
度任用職員も含む)、再任用教職員(フルタイム)